

# 「島の観光産業ビジネスモデル構築事業」業務委託

## 企画提案募集要領

### 1. 趣旨

この要領は、「島の観光産業ビジネスモデル構築事業」の業務委託について、委託業者を選定するため、必要な事項を定める。

### 2. 事業目的

本事業では、県内他地域に類を見ない透明度を有する外洋の海「大東ブルー」等の地域資源を観光資源化し、すべての入域客に対して提供できる観光体験メニュー開発を行い、地域全体で入域客へのサービスや商品の消費ニーズに対応できる観光商品開発とビジネスモデルの構築を行う。

### 3. 応募資格

- 1) 地方自治法施工令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- 2) 別紙「業務委託仕様書」の目的に則るとともに、村の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって村と密接に連携できること。
- 3) 当該業務委託を円滑に遂行するため専任担当者を 1 名以上、複数企業・団体にあたっては、それぞれ 1 名以上の専任担当者を割り当て十分な遂行体制がとれること。
- 4) 共同企業体での応募する場合には、構成員の担当業務範囲を明確にすること。
- 5) 本村との迅速かつ円滑な業務調整が可能な体制と、業務を遂行できる実績、知見等を有していること。

### 4. 業務委託内容

#### 1) 委託業務名

「島の観光産業ビジネスモデル構築事業」

#### 2) 予算額

7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 3) 委託内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

#### 4) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 23 日まで

### 5. 応募方法

#### 1) 参加申込書の提出

本企画公募に参加を希望する場合は、「参加申込書」（別紙様式 1）に以下の必要書類を添えて令和元年 7 月 8 日（月） 午後 5 時までに、郵送により提出すること。

- ・ 会社概要、組織体制図

- ・ 公共機関からの受注実績のわかる資料
- ・ 当事業と同様の事業に関する実績のわかる資料

## 6. 企画提案書の提出

### 1) 基本的な考え方

- ・ 企画提案書の提出にあっては、委託業務内容を十分に理解したうえで作成すること
- ・ 委託業務内容を専門的視点から精査し、必要あれば修正を加え、企画提案を行うこと
- ・ 関係法令等を厳守し、所要の措置を講じること

### 2) 提出物及び部数

① 企画提案申請書（別紙様式2）1部

② 企画提案書（A4版タテヨコ自由）5部（併せてPDF形式でのデータも電子メールにて提出）

※提案書はA4サイズで15ページ以内（フォントサイズは12ポイント以上）とし、以下の内容を含むこと。

- ・ 事業実施方針
- ・ 仕様書に基づく企画提案
- ・ 事業実施のスケジュール
- ・ 事業の実施体制
- ・ 参画メンバーの氏名と略歴（受注後のメンバーの変更は原則認めない）
- ・ 経費内訳の詳細（数量、単価、内容）がわかる見積書

### 3) 提出期限

令和元年7月10日（水）午後5時 必着

### 4) 提出場所

北大東村役場 経済課

### 5) 留意事項等

- ・ 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には企画提案書にその旨を明記すること。
- ・ 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・ 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

## 7. 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

### 1) 受付期間

令和元年7月8日（月）正午まで

### 2) 受付方法

「募集要項の内容等に関する質問書（様式3）」に記入の上、電子メールで提出すること。

### 3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、企画提案参加希望を提出した者すべてに電子メールで回答する。

なお、電話等による質問は、簡易なものを除き応じない。

## 8. 選定方法

### 1) 審査

選考基準に基づき村にて 1 次審査を行います。1 次審査を通過した提案については、選考基準に基づき書類審査および、必要に応じてプレゼンテーション審査を行い、委託先を決定いたします。

### 2) 日程

1 次審査 令和元年 7 月 11 日（木） ※審査通過者へは 7 月 12 日（金）迄に通知する。

2 次審査 令和元年 7 月 16 日（火）

### 3) 場所

1 次審査 北大東村役場

2 次審査 北大東村役場 会議室

### 4) 内容

- ① 提案内容に関して 15 分以内で説明を受けた後、選定委員による質疑応答を約 10 分程度実施する
- ② ヒアリングの順番は、企画提案書の提出順（受付順）とする。なおヒアリング開始予定時刻と集合時刻は別途通知する
- ③ 説明にあたっては、提出した提案書で行う。提案書以外の追加資料は認めない。

## 9. 発注業者の選定方法

- ① 別に設置する選定委員会において選定するものとし、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする
- ② 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う
- ③ 応募者多数の場合には、提出された企画提案書等の書類 1 次審査により 3 社程度に絞るものとする。
- ④ 応募者が 1 社のみの場合には、プレゼンテーションを省略し、提出された企画提案書等の書類審査と必要に応じてヒアリングを実施し、選定委員会において選定の可否を決定する場合もある。
- ⑤ 発注業者については、選定後速やかに通知するものとする。
- ⑥ 選定する際には以下を勘案し、総合的に審査を行うものとする。
  1. 本事業にあたっての基本的な考え方
  2. 本事業における実施内容
  3. 本事業に関する実績
  4. 本村における課題・ニーズ等の理解
  5. 本事業を遂行する担当者の能力

## 6. 本事業の経費内訳の妥当性

### 10. 本業務に関する留意点

- ① 本委託業務において作成された成果物等の著作権は北大東村に帰属する。
- ② 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

### 11. 問合せ先、参加申込等関係書類提出先

北大東村役場 経済課 担当/比嘉

住所 沖縄県島尻郡北大東村字中野218番地

電話：09802-3-4033

電子メール：ryousuke.h@vill.kitadaito.okinawa.jp